

第2回会津若松市入札等に関する有識者会議 議事要旨

【抽出の対象とする案件の報告】

抽出担当の小池委員から、令和元年度の発注工事について、制限付一般競争入札案件から2件、随意契約から1件について抽出した旨、報告があった（資料1）。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 会津総合運動公園あいづ総合体育館屋根改修工事（設計・施工課：公共施設管理課）

入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）及び会津若松市の総合評価方式について、事務局より説明（資料2-1、2-2）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none">・総合評価における予定価格、失格基準価格と低入札調査基準価格との違い、関係性を示してほしい。	<ul style="list-style-type: none">・予定価格の範囲内で、低入札調査基準価格のラインがあり、失格基準価格はさらにその下という形。失格基準価格を下回った入札は、提案書の評価点数にかかわらず、価格面で失格となる。
<ul style="list-style-type: none">・総合評価方式には、簡易型など、色々な方式があると聞く。会津若松市において総合評価方式は、この1パターンなのか。	<ul style="list-style-type: none">・本市においては、標準型のみを採用している。 標準型：工事成績等の技術力、地域貢献、施工計画及び施工上の提案と入札価格とを総合的に評価する方式。
<ul style="list-style-type: none">・評価項目は、工事の案件によって変わることはあるか。	<ul style="list-style-type: none">・技術提案のテーマは、1テーマになったり、2テーマになることはあるが、評価項目は、原則変わらない。
<ul style="list-style-type: none">・評価は、客観的なものだけなのか、それとも主観が入る要素があるのか。	<ul style="list-style-type: none">・企業及び配置予定技術者の技術力、企業の地域社会に対する貢献度に関する評価については、実績や取組の有無で判断さ

<ul style="list-style-type: none"> ・市では、1案件の技術提案の評価のために、何名くらいの委員が集まるのか、また所要時間はどのくらいなのか。 ・総合評価の評価項目やウエイトづけは、独自に見直すことは可能。県も評価基準を随時、見直している。 ・総合評価の評価項目に「新卒者、離職者の雇用実績」と「雇用の維持確保」がある。今回の抽出事案では、応募者のほとんどに得点がなく、社会情勢を反映していると思う。社会情勢が厳しい中、雇用確保等に力を入れている企業は、更に評価されるよう配点を上げることを考えるべきかと思う。 ・会津若松市の総合評価方式の適用は、「予定価格が1億5千万円以上、かつ、技術的工夫の余地が大きい工事」とあるが、1億5千万円以上のものは、全て総合評価方式にしているのか、技術的工夫の余 	<p>れるものである。</p> <p>施工計画の適切性及び技術提案については、参加者の提案内容を評価するものであるため、外部委員の方が参画した「総合評価技術審査会」において審議し、決定することで客観性を担保している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価技術審査会の構成員は、12名。なお、この抽出事案については、福島県会津若松建設事務所の方にも学識経験者として参加いただいている。 <p style="padding-left: 40px;">所要時間は、概ね1件当たり2時間程度である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格1億5千万円以上は、総合評価方式を検討し、その中で個別に施工内容に技術的工夫の余地があるかどうかで判断している。
--	---

<p>地について判断して行っているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1億5千万円以上でも総合評価方式でない工事はあるのか。 ・ 今回の抽出事案の屋根改修工事はどういった面で、技術的工夫の余地があり総合評価方式を採用したのか。 ・ 資料2-1の総合評価入札結果と加算点内訳は、他社の得点もわかる形で情報公開されているのか。 ・ 失格基準価格と低入札価格調査の金額というのはどのように決めるのか。今回のケースでいうと、得点が高いのに失格している業者があり、一般市民から見ると安く、しかも良い技術水準であるのであれば、その業者を選定することがのぞましいのではないか。 ・ 一般競争入札では、最低制限価格を設けている。市民からすれば、安い方が良いという考え方もあるが、工事品質の確保や雑な工事を避けるために、最低制限価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年の制度導入からこれまで、総合評価方式を20件適用しているが、予定価格1億5千万円以上で適用しなかった工事は1件である。具体的には文化財等の関係で仕様が明確に定まっておき、技術的工夫の余地が小さいということで価格競争としたもの。 ・ 今回の屋根葺き替え工事は、施設を利用しながら施工するため、施設利用者の安全性確保の部分で提案を求める余地があるという観点から、総合評価方式を適用している。 ・ 本市では、インターネットと窓口閲覧により公表している。 ・ 失格基準価格や低入札調査基準価格の詳細な算定方法は非公表としているが、本市では、国の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、いわゆる「公契連モデル」に基づき算定する方法をとっている。
--	--

<p>格は設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般的な入札だと下限を決めて、技術水準を確保するというのはわかるが、総合評価方式で、技術資料を提出させて評価するとその部分はカバーされるため、価格は安い方が良いのでは。 • 失格基準価格を設定せず、低入札価格調査基準のみを設定するというのが可能ならば、それを下回っていた場合、調査して問題がなければ落札者とする事としていけば、安価でかつ良い工事をしてもらえるのでは。 • 制度的に総合評価方式でも最低制限価格を設けなければならないのか。 <p>• 入札参加資格要件で、「建築一式工事」となっているが、屋根工事の業者にはならないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 低入札価格調査を行って問題がないのであれば、実質的に施工の確実性が担保され、失格基準価格を設ける必要がないことになる。 <p>ただし、総合評価方式の制度上、失格基準価格を設けなければならないのか、次回まで確認させていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施工内容は、屋根を葺く工事だが、大規模な足場を設置する必要があつて総合的な調整を要するため、発注工種を建築一式工事としている。屋根工事業者は、下請負として施工に関わることになる。
--	--

○No.2 老朽管更新事業 一箕町八幡配水管布設替工事（設計・施工課：上水道施設課）
 入札状況（工事概要、入札参加資格、入札結果等）について、事務局及び上水道施設課より説明（資料3等）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・（会津若松市の）一般競争入札では、1者入札でも有効とするのか。 ・工事内訳書の添付の間違いというのは年間何件ほどあるのか。 ・このような予定価格に近い金額での応札では入札の意味がなくなってしまうのではないか。 ・国は、予定価格の事前公表は問題がある場合には止めるように言っている。この入札結果をどう認識しているのか。 ・他の工種の工事と比べると水道施設工事の落札率は高いのか。また、そもそも、水道施設工事の有資格者、登録者は何者あるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札と異なり、広く参加者を募っており、一者入札も有効としている。 ・積算内容の誤りは、落札者以外も含めると数件あるが、別の工事と取り違うケースはほとんどない。 ・本件入札の落札率は高いと認識をしている。令和元年度の水道施設工事の発注31件の平均金額は約2,400万円で、土木一式工事等と比較して価格が大きい状況にある。参加者から見ると、同類の工事が複数発注されるので、個々の工事に固執していない。また、水道施設工事は専門性が高い工事で新規業者の参入があまりないという状況も相まって、予定価格付近で応札する事業者が多いのではないかと推察している。 ・他の工種と比べると落札率が高い。水道施設工事に登録している市内業者は53者。ただし、本工事については、資格総合点数670点以上を参加要件としており、該当する市内業者はそのうち29者となる。 ・登録業者としては29者あるが、他に手持ち工事があると技術者の配置の関係など

<ul style="list-style-type: none"> ・少ない入札参加者だと当然自社が入札すれば落札する可能性が高く、予定価格を事前公表していると、予定価格にかなり近いところで応札し、落札するということになる。水道施設の平均応札者が1.97というのは、競争性が担保できているとは言い難いし、少し問題だと思われる。 ・水道施設工事が特に（落札率が）高いように思われる。 ・発注者の職員が業者からの働きかけや接触を受けて、予定価格を漏らすというのは、一番多いパターンである。 ・（発注者の職員が予定価格を漏らすというのは）入札制度ではなく、公務員倫理の問題だと思うのだが。 ・今、予定価格を事前公表しているのは少数派で、県庁所在地等は事後公表ではないのか。 ・入札制度で何を守らなければならないのは、競争性、公平性である。一方で税金を有効活用するという意味で、当然同じ工事であるならば安くやった方がよい。 	<p>から受注できる工事の数には限りがある。そういったことが重なると、参加者が少なくなる傾向にあると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市としても、入札制度に問題があるのであれば当然直していかなくてはならない。予定価格の事前公表の問題についても、特定の工種の平均落札率が高いということだけで判断するのではなく、他の工種も含めて総合的に見ていかなくてはならないと考える。 <p>なお、予定価格の事後公表を躊躇する部分としては、一度不正が起これば、市政に対する信頼を大きく損ねてしまう。あつてはならないことだが、現実問題、全国各地でなくなっていない状況がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に不正が起きれば、公務員として、当然、懲戒処分ということは制度上担保されている。そう言いながらも全国的に不正がなくなっていない状況にある。 ・トータルでいうと事後公表が多いのは事実だが、都道府県、地域によってもばらつきがある。
--	---

<p>また、地域の企業を保護する地域振興という問題、その辺のバランスをどうとるかである。このような会議を設けたこともあるので、前向きに議論できればと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の公表時期の話だけでなく、総合評価方式のあり方なども含めて、市の入札制度についても一度立ち止まって、他の発注者と比較しながら、幅広く棚卸しを行ってはどうか。 <p style="padding-left: 2em;">（※あわせて、工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正法説明資料（国土交通省作成）について配布及び説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全てのことをこの会議で議論するのは難しい。これを機に入札制度についていろいろとご検討いただければありがたい。 	
--	--

○No.3 大戸浄水場膜ろ過制御設備更新工事（設計・施工課：上水道施設課）

入札状況（入札参加資格、入札結果等）について、事務局から、工事の内容等について上水道施設課より説明（資料4等）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公営企業法施行令により競争入札に適さないということは、どういう法解釈に基づくものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該規定は、地方自治法施行令と同様に規定されており、契約者以外の者に履行させることが不可能という観点で、競争入札に適さないものに該当するものとして運用している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回ではなく、オルガノプラントサービス株式会社の機器をセレクトしたのは何 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 膜ろ過設備は、オルガノ株式会社の製品であり、今回の工事は、その設備の一部

<p>か理由があるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的に他の業者だと絶対できない工事という理解でよいのか。 ・最初にその会社に発注すると、完全に取 り換えない限り、同じ会社と更新しな ければならないという仕組みにならざる を得ない。耐用年数の関係や新技術導入 で更新はあり得るが。 	<p>の改修工事であるため、同社のサービス 部門であるオルガノプラントサービス株 式会社との随意契約とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・膜ろ過処理には、いろいろなメーカーが あるが、それぞれ特色を持ったプログラ ムを使用し、企業秘密として公表してお らず、他のメーカーでは履行できない。
---	---

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和2年4月から7月までに契約した工事の入札結果及び工事登録業者に対する入札参加
停止措置の実施状況について報告（資料5、資料6、資料7）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・資料5の入札不調の状況に、失格・無効 等が1件、応札なしが2件あるが、工種 は何か。 ・失格・無効は、どういった内容か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月の応札なし1件は、「水道施 設工事」、令和2年7月の失格・無効等の 1件が「電気工事」、応札なしの1件は 「土木一式工事」。 ・入札時に提出を求めている工事内訳書の 小計の不一致。

【抽出担当委員の選任】

次回会議において、抽出して確認を行う工事案件の選定を担当する委員として、座長よ
り白井委員が指名され、了承された。